平成20年 9月議会

- 質問要旨
- ① 家庭の教育力の向上について
- ② (仮称)こども育成条例について
- ③ 家庭の教育と子育て支援について
- ④ 保育費の未納問題について
- ⑤ 教育予算のあり方について
- ⑥ 学校のトイレ掃除について
- (7) 学校のエアコン設置について
- ⑧ 学習指導要領の改訂に伴う教材の購入について
- ⑨ 教育委員会の評価・点検について
- ⑩ 若者の政治参加と生徒会選挙について
- ⑪ 米飯給食について
- ② 携帯電話のフィルタリングサービスについて
- (13) 吹田ブランドの創出とキャリア教育について
- ・ 質問要約(主要質問のみ)

〔問1〕

行政が家庭の教育に口出しすべきではないとの意見もあるが、ここ数十年の急速な核家族化や都市化による影響で、子供とその子の親以外の大人との関わりが薄れている今日の日本社会においては、自分の親がしっかりとした家族運営をできない場合、その子供は家族のあり方や家庭教育の仕方など全く学ぶ機会もないまま、自分が親になってしまうマイナスの螺旋構造が出来上がっている。

学校教育の基礎となる家庭教育の充実に向けて、市としても「教育の基本は家庭にあり」と大きな旗を掲げ、「家族の強化」と「家庭の教育力の向上」を目指すべきではないか。市長の所見を聞きたい。

[市長答弁]

家庭で子どもを育むことは、すべての教育の原点であり、基礎となるものであると考えている。本来、家庭での子育てや教育の基本は、保護者がそれぞれ自覚を持ち責任を果たすべきものであるが、その根幹が揺らいでいる昨今の状況は、非常に憂慮している。

今後、一層きめ細かく幅広い次世代育成支援を進め、親子がゆとりをもって向き合える 家庭、家族が慈しみ合い、笑顔で暮らせる家庭、さらには、近隣の家庭が互いに支え合い、 励まし合える地域をめざし、行政に求められます役割を最大限果たしていきたい。

[間2]

現在市長の提案に基づき児童部を中心に「子ども育成条例」なるものの制定が準備されているとの事。条例策定の現在の状況と今後の構想と合わせて聞きたい。

[答弁]

この条例は、「子どもの権利条約」をもとに、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としており、先月に関係部局にこの条例の策定の周知を図ったところ。今後、今年度中は関係部局の職員で構成する庁内検討委員会の中で条例の概要を確定し、平成21年度から22年度にかけて市民公募委員を含めた専門検討委員会で検討していく。なお、その際には、こどもの意見を条例づくりに反映させるために、小・中・高校生参加によるこども委員会を設置していきたいと考えている。

〔要望〕

「子どもの権利条約」をもとにしたと言いながら、その条約の趣旨を歪曲・拡張し、子供の権利ばかりを誇張して制定されたおかしな条例が全国に幾つかある。それら条例の中には、子供の「ありのままの自分でいる権利」というようなものまで書かれている。子供が「ありのままの自分でいる」ことが「権利」として認められるのであれば、もはや教育や躾は成り立たなくなる。子供の権利などをたくさん明記し、その権利侵害の定義を明確なものとしていなければ、条例ができたばっかりに、親や教師として当然の指導を行ったものが、「権利侵害」の烙印を押されることとなり、家庭や学校は無秩序化してしまう。同じ「子どもの権利条約」をもととしたといっても、様々な現場の混乱を生む条例も現実に存在するので、くれぐれも注意して条例策定に努めてもらいたい。

〔意見〕

青少年育成に関る条例は大切なもの。行政の縦割りの壁を越えた総合的な人材活用の下、 じっくりと時間をかけ、実効性のあるものを作ってもらいたい。私は、家庭の教育の大切 さを訴え、家庭教育のあり方を提起することと、公立学校の権限をしっかりと明記しら条 例が必要と考える。今日の学校には権限がなさ過ぎる。学校で少しでも厳しい指導をする と、親からのクレームがあり、そういった時に教育現場で拠り所となる指針がなければ、 現場の先生方は何をバックに自分の信念を貫けばよいのか。いうことを聞かない児童生徒 を指導するにしても、体罰の定義すらない状態では、たとえ児童のためを思ってのことであっても、児童生徒の嫌がることをしたりさせたりすればそれらは全て体罰となる。子供の人権云々も行き過ぎれば、子供の学ぶ機会を奪うことに繋がる。大人がしっかりと「ならぬものはならぬ」と教え、我慢することを覚えさせなければ、子供の忍耐力など育つはずがない。ニート、引きこもり、若年自殺者の増加、ネットカフェ難民、といった社会問題の根底は皆共通していると考える。市として目指す人づくりの方向性をしっかりと定め、教育現場の人間が自信を持って自分の職責を果たせる条例の制定が必要である。

[間3]

子育ての財政的補助を与え、家庭での子育てをサポートするといった形で、女性の子育て方法の選択肢を増やすべきだと考える。3歳未満の子供を預けて働く女性の就労動機の意識調査などは市として行ったことがあるのか。また、国際的にも子供の学力が高いといわれるノルウェーやフィンランドでは、在宅の児童手当などで3歳までの子育てを支援する施策によって、保育所利用率は低く、その反面出生率が高くなっているといわれている。本市においても、上記のような在宅子育て支援の政策の検討はなされているのか。

[答弁]

平成14年度に保育・子育でに関する市民アンケート調査を無作為抽出調査により実施しましたが、働く女性の就労動機についての設問はありません。議員ご指摘の働く女性の就労動機についての調査については、今後の研究課題と考えている。また今後、総合的な子育で支援施策を展開していく中で、新たなサービスの提供について研究していきたいと考えている。

[問4・要望]

過去の保育料の支払い状況を調べていくと未納者が年々増えている。平成 10 年では年間 約 86 万円程度であった未納額が 13 年には約 730 万円、16 年には約 1500 万円となって、昨年 19 年にはなんと約 2700 万円となり、過去 10 年で累積 1 億 5000 万円を越えている。このような未納額の増加は、保育園運営の健全化を脅かす大きな問題になると危惧する。このままでは、真面目に支払う方が馬鹿を見るような形となってしまう。こうした保育料の未納問題は担当部局だけに任せずに、他部局とも連携して回収に当たる方法を検討してもらいたい。

〔問5〕

吹田市の教育費の内訳を調べると、今年度の教育予算は約 136 億円で、その予算を所管部ごとにわけると、学校教育部で約 85 億、地域教育部で 36 億、体育振興部で 15 億となり、体育関係の施設の多い本市では教育費の 1 1 %が体育振興に当てられており、近隣他市と比較しても体育振興にかかる費用が多いことがよく分かる。次に学校教育部所管の 85

億円の内訳を見ると、市の職員などの人件費が最も大きく 36%をしめる約 31億円、建物の維持管理や清掃にかかる費用が約 27億円、建物の耐震改修や修繕補修の費用が約 5億円となり、純粋に子供のために使われているといえる予算は約 22億円となる。さらにこの 22億のうち 12億円は就学援助や奨学金に当てられており、市内全ての子供達に平等に恩恵があり予算は 10億ほどしか残らない。市長はこのような配分でよいとお考えか。

[市長答弁]

教育の予算につきましては、「自主・自律」の健全な財政基盤の確立と点を踏まえた上で、 教育委員会の意見を聞きながら、教育内容や教育環境の充実、地域に開かれた学校づくり を展開し、子どもたちの健やかな成長や学力の一層の向上が図れますよう努めていく。

[間7]

学習指導要領の改訂にもとなって授業時間数が増え、時間数の確保が必要となってくる。 そこで今度夏休みを短縮して授業を行うことを想定するのであれば、それと同時に学校の 校舎にエアコンを設置することも検討すべきではないか。教育委員会としては、エアコン の設置などは検討しているか。また、設置するとした場合の 1 教室あたりの設置費用と市 全体の設置費用の概算は。

〔答弁〕

設置費用の概算では、1 教室当り約250万円、小・中学校の普通教室全体では約22億円と見込まれる。設置につきましては、現在の財政状況から勘案すると、大変困難であると考えている。ご指摘の点も踏まえ今後、関係部局と協議のうえ研究していきたい。

· 全文

吹田新選会、神谷宗幣、代表質問をさせていただきます。

初の代表質問でありますので、少し大きな視点から話を始めたいと思います。

8月は北京で平和の祭典オリンピックが開催されましたが、その裏では、オリンピックの趣旨とはほど遠い、中国に対する暴動やロシアのグルジア侵攻が勃発しました。これらは、わが国の同盟国であり世界の警察と言われたアメリカの、イラク政策の泥沼化などを原因とした、威光の陰りを暗示していると考えます。またアメリカは、国内のサブプライム問題で、表面化はしていないものの数百兆円の不良債権を抱えたのではないかといわれています。オリンピック報道の裏に隠れた、一連のアメリカの勢力の減退や経済危機がわが国にも大きな影響を及ぼすことは皆さんもよくお分かりだと思います。

こうした国際紛争と経済危機といった1920年代を思い起こさせるような厳しい国際情勢の中にあって、日本国内の政治に目を向けると、国会では総選挙を見越した、某政党議員の離反劇や首相の突然の辞任など、国民の代表として国政の舵をとるものとしてあまりも頼りない動きがあり、今後の少子高齢化による人口減少や過疎化、それに伴う経済規模の縮小などの課題を前にして、国の政治には期待が持てない世情であります。

これらの情報を総合的に分析すれば、今後我々を取り巻く状況はますます厳しくなるのは確実だと思えるのですが、もうすでに一部の若者は、定職につけないでネットカフェに住み着いてしまい、自分達のコミュニケーション能力や忍耐力の欠如は考えず、その苦境を国や企業のせいにしてしまうという情けない現状があります。こうした現象は、国が豊かになったが為の弊害でしょう。豊かさに慣れてしまった若者は、ハングリー精神や大きな夢をもてず、逆境の中で耐える忍耐力もないのです。

このような国内外の現状を踏まえ、市民のいちばん近いところにいる我々市町村の議員に出来ることは何かと考えると、外交などには直接関与できない以上、やはり、今後来ることが予測される厳しい時代を乗りきって、その先に希望をつなぐ若者の育成により強い思いを持って取り組んでいくことが最優先課題であると、思いを強くしている今日この頃であります。

教育については昨年議員に当選した当初より、正面から取組んで参りました。まずは、教育行政をよりよいものにしていただきたいと、市内の小中学校を 1 校ずつ回りながら、現場の先生方と意見交換をし、教育委員会にも多くの要望をあげてまいりました。そして、議員として 1 年 4 ヶ月がたった今、吹田の教育現場はかなり頑張っていて、市をあげて応援していけばもっとよくなっていく土壌があるという思いに至りました。例を挙げるのであれば、先月 28 日にメイシアターで開催された教育研究大会です。この企画は、亡き前延地教育長の強い思いもあり、昨年度から始められたもので、吹田に約 1700 人おられる教育職員を対象に行われる研究大会です。昨年度の参加者は約 1200 名でしたが、2 回目の今年

は約 1450 名の参加がありました。全国を見渡しても一つの自治体でこれほど大規模な教育研究会はないのではないかと思います。私は昨年から全日程参加させて頂いておりますが、今年は内容もグレードアップしており、参加しておられる先生方も本当に熱心に学んでおられました。このような取り組みが、吹田市にあることを私は議員として誇りに思いますし、この点だけ見ても吹田の教育現場にはまだまだ潜在能力があると感じている次第です。そして、私はこの潜在能力を引き出すにはどうしたらよいかと考えてきたわけですが、教育委員会や現場の先生方にいくらお願いや提案をし、よりよい教育をしてもらったとしても、その教育を受けた子供達が家に戻って、親と接したとき、親が先生の言動を否定したり、学校で教わることとは全く異なる言動を子供に見せていたのでは、学校の教育の効

こうした意見は現場の先生方からもお聞きしており、行政だけでできる教育には限界があると思い至ったわけです。そこで、結婚もしていない私が旗を振るのも僭越だとは自覚しつつも、吹田の教育を少しでも良くしたいとの思いから、親が家庭の教育を考える機会を作るため、講師を招いて講演会を開催したり、塾を作って子育て世代の方々と学んだりといった形で、一人の議員としてできることから始めています。しかし、そんな小さな運動には、教育に意識のある方しか集らず本当に家庭の教育を考えて頂きたい方々にはなかなか声が届かないのが現状であります。

果は半減してしまうという根本的な問題にぶつかりました。

そこで私は、市としても「教育の基本は家庭にあり」と大きな旗を掲げて、「家族の強化」 と「家庭の教育力の向上」を目指すべきではないか、と考えました。

こういった提案をすれば、行政が家庭の教育に口出しすべきではないとの意見も上がるかと思います。しかし、ここ数十年の急速な核家族化や都市化による影響で、子供とその子の親以外の大人との関わりが薄れている今日の日本社会においては、自分の親がしっかりとした家族運営をできない場合、その子供は家族のあり方や家庭教育の仕方など全く学ぶ機会もないまま、自分が親になってしまうわけで、そんな親に育てられた子供はますます悲惨な状況になるという、マイナスの螺旋構造が出来上がってしまっています。それでも、自分の家庭さえしっかりしていれば、と言ってこられたのはもう過去の話で、今は地域全体で人づくりをしていかなくてはなりません。なぜなら、何の罪のない自分の子供が街を歩いていても、「誰でもいいから人を殺してみたかった」といった隣人に殺害されてしまう世の中となってしまったからです。「自分達さえしっかりしていれば」ではすまない状況なのです。このような社会にどこかで歯止めをかけるためには、行政が最後の砦になるしかない状況に来ていると私は考えています。

抽象的な提案だけでもいけませんので、具体的な取り組みを4つほど考えて見ました。。 一つ目は、各学校のPTAの中から教育アドバイザーなる役職を設けて、そのアドバイザーには教育委員会主催の勉強会で学んでもらい、その内容を各学校で広めて頂くといった形で、親の身近な学びの場をつくる。二つ目は、教育委員会が保護者のための推薦図書を選んで、学校通信や学級通信などを通して親としての学びのきっかけを作る。三つ目は、 吹田市で月に 1 日は家族の日と定めて、その日には一家団欒で食事を取ったり、家族や家庭の教育のあり方について学んでもらうことを薦める。4つ目は、政府が母子家庭や未婚の母を過度に保護し、生活保護や社会的サービス面でもそういう家庭を過度に保護してきたことが、離婚を促進し、家庭崩壊を助長する要因となっているということを敢えて市民へのメッセージとして送り、家族のあり方についての問題提起をするといった政策です。

こうした政策を通して、家族のあり方を考え、その絆を大切にしようという意識を育てることは、単に家庭の教育力の向上に繋がるだけでなく、老いた親に対する介護を自分達の家族の責任によって果たそうとする伝統的な日本人の考え方にも繋がると考えます。

「家族の強化」と「家庭の教育力の向上」を目指す、このような取り組みについて市長はどのようにお考えでしょうか。その所見をお聞かせ下さい。

また、条例などで市としての家庭教育のあり方を示すということも有効な施策であると 思います。その発想は、私がかねてから提唱している教育条例の制定にも繋がるものだと 思うのですが、現在市長の提案に基づき児童部を中心に「子ども育成条例」なるものの制 定が準備されているとの事ですが、その中には私が述べましたような「家庭の教育」のモ デルを示すような内容は含まれているのでしょうか。条例策定の現在の状況と今後の構想 と合わせてお答え下さい。

さらに、「家庭の教育力の向上」を考えていくと、保護者が父親としての意識や母親としての意識を高め、協力し合いながら家庭を運営していくことが大切だと考えます。なぜならば、子供を生めるのは女性しかいないわけですから、女性は子供をどうやって生み育てていくかしっかり考えていかねばなりませんし、また子供を生めない男性は、自分の子供を生んでくれる女性をいかにサポートしていくかをしっかり考えていかねばなりません。そういった観点から、幼いうちから「女らしさ」や「男らしさ」をしっかり認識していくことが重要であるわけです。

しかし、男女共同参画推進の動きにジェンダーフリー思想が入り込んで、おかしな政策が進められ、内閣府がそのあり方に警鐘を鳴らしたことは先の議会で同僚議員の指摘にもあったとおりです。もちろん、かつての日本においては「男らしさ・女らしさ」が強調されすぎ、女性にマイナス面があったことも理解しています。しかし、マイナスがあるからといって全面否定してしまってはいけません。長所を生かしながら短所を補い合っていくというバランスが大切で、先に述べたような良い意味での「男らしさ・女らしさ」を生かしながら、これまでの日本に欠けていた男女同権を担保する制度や政策を作り上げていくことが政治の責任であると考えます。

また、男女平等とは、男女の性別によってそれぞれの権利が不当に差別されないということであり、これは普遍的な人権として尊重されなければならない考え方です。よって、同じように働く男女が性差によって、待遇を変えられるといった不当な扱いはなくしてい

かなくてはならないという男女共同参画の理念には諸手をあげて賛成いたします。しかし、 そういった考え方と、男女の同質化を目指すことは全く違うことです

男女の性差をしっかりと認識した上で、それぞれの性が持つ特性をお互いに尊重しながら男女が協力し合って、社会や家庭を運営していくことの大切さを我々は改めて自覚していかねばならないと考えます。

以上の見解を前提に、学校や行政の取り組みで幾つか気になる点があるので、お訊ねいたします。

まず、私が小中学生であった頃は学校における学級名簿などは男女別であったのですが、 今は全国の 7 割の学校で男女混合の名簿になっているとのことで、吹田市の学校もそのう ちの一つです。おそらく、保健室名簿や体育科名簿は今でも男女別に作られていると思う のですが、吹田市ではいつ頃から、どういった経緯と趣旨で一部の名簿を男女混合にする ようになったのかお答え下さい。

また、市内の小学校を視察しておりますと、授業中、教師が児童を呼ぶときに男女の区別なく「さん」の敬称をつけて呼ぶ姿を目にしました。児童が教師に対して敬語を使っていないのに、教師が児童に敬称をつけて丁寧な言葉で接する様子は、私には滑稽に映りましたし、児童の敬語の使い方をしっかり指導して欲しいというのが一つの要望でありますが、それ以上に男女の区別のない敬称にも大変な違和感を覚えました。本市の教育委員会ではそのような現状に対してはどのようにお考えですか。見解をお示し下さい。

なぜこのようなことを尋ねるのか、質問の趣旨を説明しますと、過去においてジェンダーフリーの思想が人権意識の高い考え方だと勘違いされ、まるで子供達に性差を意識させないことが正しい教育だといった風潮になったことがあると思いますし、内閣府が性差を否定すべきではないと勧告した現在でもその名残が残っているように感じるからであり、上記の2点がその表れではないかと考えるからであります。

次に、家庭の教育と子育てについて数点お訊ねしたいと思います。

議員として教育の問題に取組んでおりまして、幼児教育の重要性がよく分かるようになり、幼児教育についての講演を聴いたり、本を読んだりする機会が増えました。その中でも現在は、脳科学や食育と親の教育の関係について関心をもって勉強しています。

そこで、人間の脳の話を少しさせていただきたいと思います。皆さんも保健の時間に学ばれたと思いますが、人間の脳がもっとも成長するのは幼児期です。この幼児期の脳の発達と母親の子供へ働きかけに大きな相関関係があるということを知り、衝撃を受けました。幼児期に母親から刺激を受けることによって、子供の脳の神経細胞の形成に影響があるというのです。そして、幼児期に脳神経の発達が不十分であると、人間はキレやすくなったりうつ病になったりすることが多くなり、人とのコミュニケーションが上手く取れなくなったりするとのこと。そうであれば、幼児期の子供と母親の関わりは大変重要なものであり、幼児期にテレビばかりをみせて育てたり、子供のとの関わりを希薄にしたりすること

は、子供の発達にマイナスの要素が大きいのだということを知りました。

そうした認識から、生まれてまだ間もない子供、0歳から2歳くらいまでの子供を保育 園などに預けることは、教育上少し問題があるのではないかと考えるようになり、先日吹 田の現状を教えていただきました。最近データをみると、本市では毎年約3500人の子供が 生まれ、0歳児で約9%、1歳児で約20%、2歳児で約23%が保育園に通うようです。 入所児童数は増加傾向で、昨年度は私立の保育園が3園開園したにも関らず、待機児の数 は増えているとのこと。この数字は、子供を預けて働きに出る母親が増えているというこ とを物語っているわけですが、国や地方の行政は保育園を今後さらに充実させることで、 待機児童数を減少させようと政策を立てています。ここで疑問に思うことは、果たして子 供を預けて働きに出る女性は、母親と幼児の関わりの大切さを認識しているのであろうか ということと、子供を預けてでも女性が働く動機を行政が把握しているのかということで す。特に重要なのは後者で、その動機が働くことによる女性自身の自己実現やキャリアア ップのためであれば、行政は女性の経済的自立を支えるという意味でも、現在のまま、保 育行政の充実を進めるべきでしょう。しかし、もし働く動機が生活費が不足しているから ということであれば、行政は保育行政の充実だけでなく、子育ての財政的補助を与え、家 庭での子育てをサポートするといった形で、女性の子育て方法の選択肢を増やすべきだと 私は考えるのですが、3歳未満の子供を預けて働く女性の意識調査などは市として行ったこ とがあるのでしょうか。まず、その点をお答え下さい。

また、吹田市の保育の運営にかかる年間の経費は、19年度は約66億円で、保育園を利用する市民から徴収する保育料を引いた税金の投入額は約54億円、市が単独で負担する額は約43億円です。19年度に保育園に就学した0歳から5歳までの児童数は約4600人ですから、43億を4600で割ると一人あたま年間約93万円、月に直すと約7万8000円の額を市が負担して児童を保育園で預かっているという計算になります。

こうした数字から考えて、もし子供を保育園に預けて働く女性の就労動機が生活費の不足であるというのであれば、保育行政にかける予算を在宅での子育て支援に回した方が、母親にとっても児童にとってもメリットがあるのではないかと考えます。実際に、国際的にも子供の学力が高いといわれるノルウェーやフィンランドでは、在宅の児童手当などで3歳までの子育てを支援する施策によって、保育所利用率は低く、その反面出生率が高くなっているといわれています。本市においても、上記のような在宅子育て支援の政策の検討はなされているのでしょうか。

東京都の杉並区では 0 歳から 5 歳までの児童を持つ保護者に、子供の年齢に応じた一定金額の子育て応援券を配布して、子育て講座や親子で参加できるイベントなど 600 種類以上の民間サービスを受けることができるような事業を進めています。このような政策を思い切って提案し、子育てに対する負担を軽減し、母親と子供のふれあえる機会を充実させることで、家庭での教育と子育てを支援し、少子化の進む中、吹田では子供の出生率が高いというような状況を作っていくことが、若者を本市に呼びこむと共に税収を上げ、市の

将来を安定させる政策ではないでしょうか。

また、市民目線で考えれば、本当に実現すべきは、子供が小さい間は子育てに専念でき、 子育てに手がかからなくなった女性が再び社会に参画できる制度であり、子育ても立派な 社会参画であると胸を張っていえる吹田市政だと思うのです。

担当部局としては子育てに対する負担を軽減し、母親と子供のふれあえる機会を充実させるような具体的な施策は検討されているのでしょうか、お答え下さい。

少し質問の流れには沿いませんが、保育行政についてデータを調べておりまして、非常に気になることがありましたので、関連して 1 点だけ要望をしておきます。データを見ておりまして保育園の数が増え、入所児童数が増えているのに、市民から頂く保育料の総額が減っていたのでおかしいと思ったのですが、過去の保育料の支払い状況を調べていくと未納者が年々増えているのです。平成 10 年では年間約 86 万円程度であった未納額が 13 年には約 730 万円、16 年には約 1500 万円となって、昨年 19 年にはなんと約 2700 万円となり、過去 10 年で累積 1 億 5000 万円を越えています。

このような未納額の増加は、保育園運営の健全化を脅かす大きな問題になると危惧します。また、このまま放置しておけばその額の増加は明らかであり、真面目に支払う方が馬鹿を見るような形となってしまいます。これは絶対に放置しておいてはいけないと考えます。未納の市民が、保育費だけを支払っていないのであれば保育行政の回収能力が甘く見られているということになりますが、恐らくそうではなく未納の市民は税金などの支払いも滞っているのではないかと考えられますから、保育料の未納問題を担当部局だけに任せずに、他部局とも連携して回収に当たる方法を検討していただきたいと思います。

さて、以上では、学校教育だけでは限界があるので、家庭の教育にも行政が様々な提案や支援をしていこうといった流れでお話をしてまいりましたが、学校教育で少しでも子供達の為になる政策を進めていこうというスタンスにはなんら変わりはありませんので、以下では学校の運営に関する質問をしたいと思います。

まず、教育の予算について。池田市が、東京の杉並区が行う「夜スペ」をモデルに塾講師らを活用した夜間授業を行うことを決めたというニュースが、7月の末に新聞の一面で報道されました。この記事を読んだとき、池田市はメディアの使い方や政策の立て方が上手いな、と感じると共に、教育にお金をかけるという姿勢が素晴らしいなと感じました。

私は教育に力を注ぐことが地域の発展に繋がると考え、議員になった当初から一貫して「教育に予算と人を」と訴えてきました。教育予算に関して、昨年 7 月の議会では、市の教育予算の割合は全体予算の13%を占めており、それは北摂近隣各市と比較しても遜色のない数字であり、吹田市は教育に予算をかけているといった趣旨の発言をしましたし、当時はそのように考えておりました。しかし、あれから一年間、視察などで見聞を広げ、

予算についての勉強などもしてまいりまして、その認識が変わってきました。まず、教育 予算の比率についてですが、関東などの教育に熱心な自治体では全体予算の $16\sim19\%$ を教育に割いているところが多く、実際そのような自治体の活動は全国のモデルケースと なっていることが分かりました。

また、吹田市の教育費の内訳を調べますと、今年度の教育予算は約 136 億円で、その予算を所管部ごとにわけると、学校教育部で約 85 億、地域教育部で 36 億、体育振興部で 15 億となり、体育関係の施設の多い本市では教育費の 1 1 %が体育振興に当てられており、近隣他市と比較しても体育振興にかかる費用が多いことがよく分かります。次に学校教育部所管の 85 億円の内訳を見ると、市の職員などの人件費が最も大きく 36%をしめる約 3 1億円、建物の維持管理や清掃にかかる費用が約 27 億円、建物の耐震改修や修繕補修の費用が約 5 億円となり、純粋に子供のために使われているといえる予算は約 22 億円となります。さらにこの 22 億のうち 12 億円は就学援助や奨学金に当てられており、市内全ての子供達に平等に恩恵があり、池田の夜間授業のような新規の政策に当てられる予算は 10 億ほどしか残らないことが分かりました。また今後耐震工事が本格的に始まれば、この予算はさらに削られていく可能性があるのです。 10 億というと給食調理員の人件費の年間総額と同じ金額です。本当にこんな予算配分でいいのでしょうか。私が教育の新規事業の提案をしても予算がない予算がないといわれるので、給食調理員の民間委託で数億円を削減し、子供のために使える予算に回してほしいと主張していた意図もここにあるということを、皆さんにもう一度認識していただきたいと思います。

市長は、以上で申しましたような教育予算の捉え方をされたことがありますか。あるのであれば、これでよいとお考えなのか、なかったのであれば今回知ったうえでも今後このままでよいとお考えか、ご見解をお答え下さい。

次に、教育の予算に関連して、3点ほどお訊ねします。

まずは学校のトイレ掃除に関して。皆さんは学校のトイレは誰が掃除しているとお考えですか。生徒児童が掃除しているとお考えの方が多いと思います。それでだいたい正解なのですが、正確な答えではありません。現在吹田の学校のトイレは生徒児童と清掃業者が掃除を行っています。業者がトイレの清掃に来るのは月に3回程度です。薬品などを使って清掃しているとのことですが、現場の先生方の話を聞くと清掃業者は来ても、清掃に当たっている時間はほんの一瞬、ただ水をまいているだけではないのかと感じるほどで、水のまき方も酷く、業者が帰った後はトイレ中が水浸しで、トイレットペーパーなども濡れて使えなくなっていることがあると仄聞しております。もちろん全ての学校でそうであるとは思いませんが、そういった学校もあるということです。そんなトイレ清掃の委託に市がかけている予算は年間で1300万円。果たして費用対効果で考えてこのような清掃委託を続けていく必要があるのでしょうか。そしてそもそも、学校のトイレ清掃に業者の手を借りる必要があるのかが疑問であります。薬洗いをするので、子供だけではやらせられない

という声も聞きましたが、トイレ洗剤くらいは小学生でも使えますし、私の経験でも小学校高学年で洗剤を使ってトイレ掃除をしていました。また、危険性のある化学薬品でトイレ掃除をすること自体が環境に優しくないという見方もあり、有用な微生物を活用して児童生徒が環境に優しいトイレ掃除を行うことも検討の余地があります。また、トイレ掃除を教育の一環として、日常の校舎の清掃とは別に行う学校なども良く新聞などに取り上げられておりますし、企業の社員研修の中でトイレ清掃を取り入れている会社もありますから、トイレ掃除は一つの学びの場ともなりうるはずです。また、今日の日本では子供が家で掃除をすることも少なくなっているとのこと。以前訪問した学校ではトイレがあまりにも汚いことを親に知ってもらうことと、子供に掃除の大切さやトイレを使うマナーを考えさせるためということで、保護者を学校に呼んでトイレ掃除をしてもらったとのことでした。しかも、子供達と一緒にではなくなぜか子供達のいない期間にされたとのこと。ここから分かることは、業者が来ていてもトイレはそんなに綺麗になっていないことと、家だけでなく学校まで親に掃除してもらわないといけないほど今の子供は掃除ができないということです。できなければお金を払って人にやってもらうということではなく、自分達でやらせるということが大切な教育なのではないかと考えます。

以上から、業者によるトイレ掃除のあり方は見直すべきだと考えますが、教育委員会の 見解をお答え下さい。

2点目。学習指導要領の改訂にもとなって授業時間数が増え、小学校では平成23年までに、中学校では平成24年までに、時間数の確保が必要となっております。そこで近隣他市の様子を聞いておりますと、夏休みの短縮によって時間数の確保を図っているところもあるようで、本市でもそのような方向性になるのではないかと推測しております。私は、夏休みの短縮自体に異論はありませんが、世界的に気温が上昇する中、夏の暑い時期に授業をしても子供達の学習効果がどれほど上がるのか非常に大きな疑問が残ります。私自身がが学生の立場で考えると、まず無理です。

そこで、今度夏休みを短縮して授業を行うことを想定するのであれば、それと同時に学校の校舎にエアコンを設置することも検討すべきではないかと考えます。近隣他市では、高槻市が小中学校、豊中市では中学校の教室にエアコンが設置されたと仄聞しております。本市では、全小中学校に扇風機は付いているとのことですが、熱い空気をいくら回しても暑さは和らぎませんので、やはりエアコンも必要です。せっかく扇風機をつけたのにという意見もあると思うのですが、エアコンだけでは相当の電気がかかるけれども扇風機との併用によってかなり電気の節約になるとの実験データもあるので、決して現存の扇風機が無駄になるわけではないと思います。

教育委員会としては、エアコンの設置などは検討されているのでしょうか。また、設置 するとした場合の1教室あたりの設置費用と市全体の設置費用の概算をお答え下さい。 3点目も学習指導要領の改訂に関係することですが、新学習指導要領の実施に伴って、武道に使用する武具や音楽に使用する和楽器などの教材購入が必要になると思います。8月25日、文科省がその購入費の半額を国が補助する国庫補助制度の創設を決めたという新聞記事がありましたが、それでも残りの半分は市で持たねばなりません。武道の実施などは教育効果のある良い取り組みと考えておりますが、仮に剣道をしようと思ってもお金がないので防具が買えませんというのでは、せっかくの新しい取り組みが意味を持ちません。上記教材の購入計画や予算措置などはどのように考えておられるのか教育委員会の見解をお答え下さい。

次に、昨年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正があり、教育委員会は本年度から毎年、所管事務に関する点検評価を行い、その報告書を議会に提出し、また公表しなければならない、となりました。そして、この点検・評価には学識経験者の知見を活用せよとの規定もありますが、本市ではどのような形で学識経験者の知見を活用し、外部的な信頼性の担保を図るのか、現状でのお考えをお答え下さい。

さらに、点検・評価の基準は各教育委員会に任されているはずですが、ゆるい基準では 点検をする意味がありませんし、大分の事件などもあり市民の教育委員会に対する見方も 厳しくなっている今日、いかなる基準や目標をたてて評価していく計画なのか、その所見 をお答え下さい。

若者の政治参加と教育に関してお訊ねします。

若者の投票率の低下が叫ばれて久しい現状ですが、若い世代の選挙に対する意識を啓発するため、近隣他市においては中学校の生徒会選挙で本当の選挙さながらに、ポスターを掲示したり、演説を行うといった取り組みがなされていると仄聞しております。実際に自分達の代表を選び行事の運営などを任せるということは、社会に出てからの政治参加の意識の高まる活動であると考えますが、本市の中学校での生徒会選挙の実施はどのような状況でしょうかお答え下さい。

食育に関連して米飯給食についてお聞きします。

15 年ほど前の長野県の上田市の事例ですが、荒れていた中学校で完全米飯給食を実施したところ、1,2 年後には荒れていた学校から校内暴力がなくなり、貧血で倒れる生徒がいなくなり、授業の集中力があがって学力が向上したという内容の記事を目にしました。そこで米飯給食について調べたところ、全国で1300校が完全米飯給食を実施し、文科省も平成15年に週3回の割合で米飯を主食として出すことを推奨しており、全国平均では週2.9回の米飯給食が実施されていることが分かりました。

そして、本市の実施状況をお聞きすると、米飯給食は週に2.4回の実施とのこと。これは全国平均をかなり下回る数字で、改善の必要性があるのではないかと思います。また、

小麦の値段が上がっている今日において、主食を米に移行することは経済的な利点もあり、 食料の自給率が問題となっていることも考えれば、日本が唯一完全自給できる米を沢山食 べることを推奨していくことは国家戦略にかなうのではないかと考えます。

学校給食における米飯比率の現状認識と今後の方針についてお答え下さい。

メディアリテラシー教育に関連してお訊ねいたします。

近年、インターネット上のいじめやネット犯罪が増加傾向にあるということは以前から議会でも述べてきました。今、子供のインターネット利用問題に取り組むのは急務であり、特に保護者の監視の届かない携帯電話の利用にかかるフィルタリングサービスついて対策をとるべきだと考えます。

民間会社の「携帯サイトフィルタリングサービスに関する意識調査」によると、約9割の保護者がフィルタリングサービスに賛成する結果がでており、実際に広島市では今年の7月1日から「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」を施行し、事業者が18歳未満の青少年に携帯電話を販売・貸与する場合、フィルタリングサービス機能を義務付けるとしています。補足として述べると現在大手携帯電話事業会社のau、softbank、docomo、willcomは「20歳未満の新規加入者」と「契約済みの18歳未満の契約者」には原則的にフィルタリングサービスを適用し、親権者の同意がなければはずせないようにしているとのことです。

このような携帯電話のフィルタリングサービスについては全国で普及啓発事業が進められているようですが、本市としてはこのサービスに関して保護者に情報を提供し、積極的利用を呼びかけるといったような取り組みはなされているのでしょうか、お答え下さい。

吹田ブランドの創出とキャリア教育についてお訊ねします。

本市においては現在、吹田ブランドの創出について検討がなされていると思いますが、 現在の進行状況はいかがなものでしょうか、まずその点をお答え下さい。

現在、多くの自治体が地域ブランドの充実に力を入れていると仄聞いたしておりますが、 地域キャラクターが大当たりする、若しくは自治体の首長が全国的に有名であるなどといった要素がなければ、ゼロからのブランド作りはなかなか上手くはいかない厳しい現状があるようです。

そこで一つ提案をしたいと思うのですが、日本全国には後継者のいない伝統工芸品の職人の方が多くおられるはずですので、そうした方を吹田に招いて、跡継ぎ探しをしてもらいつつ、技術を教えてもらうのです。一方、吹田市としてもゼロからブランドを作るのではなく、他の地域のブランドや技術を取り込んでいってそれを新たな吹田のブランドにするといったことを試みてはどうでしょうか。例えば本市の財産ともいえる万博公園の一部を借りて、伝統工芸継承村のようなものを簡単に設置し、そこで市民に伝統工芸を学んでもらうと共に、吹田市内の小中学生にもその技術を見学させたり、実際に体験させたりし

て、キャリア教育の一環として行っていけば有意義ではないかと思います。これからの行政は、ハコモノなどにお金をかけず、アイデアと知恵で、町に賑わいを生み出すことを求められていると思いますので、今後の施策のヒントにしていただければと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

「地域教育部長答弁」

「家族の強化」と「家庭の教育力の向上」につきまして、市長にとのことでございますが、 まず、地域教育部からお答えいたします。

近年の都市化・核家族化の影響で、子育てを応援してくれる人が身近なところに多くいた頃と違い、保護者の子育てに対するストレスや不安の増加、さらには育児放棄や子ども への虐待など、危機的な状況があらわれています。

「子育て」は、保護者が子どもを大切に育む営みであると同時に、子どもの成長に寄り添いながら保護者自身も育っていく「親育ち」でもあります。「親」としてのあり方や子育てについては、だれにもあてはまる答えというものはありません。

自信を持って子どもと向き合うことの大切さや、自分を大切にすると同時に相手を尊重 する気持ちや、人と人とのつながりの大切さなどを、保護者自身が子どもと共にしっかり と学びあい、それを伝えていくことが求められていると考えております。

家庭の教育力の向上を目指す取組といたしましては、子どもの人間形成にとって家庭の 果たす役割は極めて大きいという 認識のもと、望ましい家庭教育の実現を図るため、小 学校の児童を持つ保護者を対象に、1小学校に1学級をめどに「家庭教育学級」を開設し、 家庭教育の意義と課題、子どもの発達及び指導と家庭教育などについて、講演会や実習な どを行っております。

平成19年度(2007年度)は29学級開設いたしましたが、未設置の学校につきましては、開設できるよう引き続き努力してまいります。また、小学校の入学説明会という、多くの保護者が参加する場において、地域や学校関係者、PTA経験者の方に講師となっていただき、「子育て学習講座」を開催しております。

市PTA協議会との共催事業では、各幼稚園と小・中学校のPTA役員を対象に家庭教育に関する研修会を実施し、その成果は各幼稚園や学校に戻って広く伝えるよう、お願いをしているところでございます。

「家族の強化」と「家庭の教育力の向上」はより重要なものと認識いたしておりますので、ご提案いただいております取組例などを含め、どんな取組ができるのか、関係部局と協議・連携しながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

「児童部長答弁」

児童部にいただきました、数点のご質問にお答えいたします。

はじめに、「(仮称)こども育成条例」についてのご質問にお答えします。

この条例は、「子どもの権利条約」をもとに、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としており、先月に吹田市青少年育成推進本部事務連絡会を開催し、関係部局にこの条例の策定の周知を図ったところでございます。

今後の予定でございますが、今年度中は関係部局の職員で構成する庁内検討委員会の中で、条例の概要を確定し、平成21年度(2009年度)から平成22年度(2010年度)にかけて市民公募委員を含めた専門検討委員会で、ご議論をいただき、検討してまいりたいと考えています。なお、その際には、こどもの意見を条例づくりに反映させるために、小・中・高校生参加によるこども委員会を設置してまいりたいと考えているところでございます。

子どもの健全育成については、家庭、地域、教育施設並びに児童福祉施設を含めた総合的な取組みが必要と考えておりますが、本市の「(仮称) こども育成条例」の内容につきましては、今後の検討委員会のご議論をもとに、関係団体や関係部局と協議、連携のうえ、検討してまいりたいと考えています。

次に、働く女性の意識調査及び子育て支援策についてのご質問にお答えいたします。

平成14年度(2002年度)に保育・子育てに関する市民アンケート調査を無作為抽出調査により実施いたしました。働く女性の就労動機についての設問ではございませんが、子どもを保育所に預けている保護者に対して、「保育所に入所させて良かったこと」という質問をしております。その結果は、「働き続けることができた」の71.6%を上回って、「子どもの成長、発達の観点から良かった」が73.7%となっており、保育所における保育に対して保護者から高い評価を受けております。

「乳幼児期の子どもと母親の関わり」が重要であるという点はご指摘のとおりではございますが、同時に、子ども同士の関わりの中で育っていくことも大切であると考えております。地域や家庭の養育力が低下している今日、子ども集団の中での育ちを保障していくためにも、保育所は幼児教育の一施設として欠かせない役割を担っております。今後は、新保育所保育指針にも位置づけられている養護と教育という保育所の役割に基づき、さらに子どもの健やかな育ちを保障していけるよう質の向上に努めてまいりたいと考えております。また、議員ご指摘の働く女性の就労動機についての調査につきましては、今後の研究課題と考えております。

次に、子育てに対する負担を軽減し、母親と子どものふれあえる機会を充実させるよう な具体的な施策についてのご質問にお答え申し上げます。

本市におきましては、これまで、保育所に蓄積されたノウハウや経験を活かした「地域子育て支援センター」事業に取り組んできておりますが、特に親子の仲間づくりを支援する「育児教室」につきましては、30を超える保育所などにおいて、0歳児及び1から2歳児を対象に実施しており、学習や交流を通して親子がふれあえる、非常に身近な存在とな

っています。

また、市内 10 箇所の児童館におきましても、育児教室を引き継ぐ事業として、主に 3 歳児を対象とした「幼児教室」を実施してきており、系統的に就学前の親子の仲間づくりやふれあいの場を提供できるように努めております。

さらに、乳幼児及びその親が気軽に集い交流できる場として「子育て広場」の整備も進めてきており、現在市内 6 箇所で開設され、子育て家庭の相互交流を促しております。

東京都杉並区の「子育て応援券」につきましては、一定金額の応援券を配布することにより、地域で提供される有料の子育て支援サービスを利用しやすくする事業でございます。 本市におきましても、今後、総合的な子育て支援施策を展開していく中で、新たなサービスの提供について研究してまいりたいと考えております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

「教育監答弁」

学校教育部にいただきました数点のご質問にお答えいたします。

はじめに、男女混合名簿についてのこれまでの経緯と趣旨についてですが、本市では、 学校における人権教育推進の一環として、平成6年(1994年)に男女平等教育推進委 員会が組織され、実践交流や教職員研修等を行うとともに、男女混合名簿の取組を進めて 参りました。

平成7年度(1995年度)より小学校で、男女混合名簿が導入され、平成8年度(1996年度)より中学校においても行われ、平成12年度(2000年度)に全校で混合名簿が導入されました。

男女混合名簿につきましては、このような経過を踏まえ、学校において、性別による優 先順位をつけず、男女が平等であることを示すものとして捉えております。

また、男女とも「さん」をつけて呼ぶという事例につきましては、市の方針として取組んでいるものではありません。

「くん」「さん」は、児童、生徒に接する時の呼び方の一つですが、「くん」「さん」をつけて呼ぶことが男女差別をしているというものではなく、男女が互いの人権を尊重し合い、すべての人が自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現に向け、適切な教育内容の創造と実践に努めることこそが必要だと考えております。

次に、本市の中学校での生徒会選挙の実施状況についてですが、前後期の2期制をとっており、立候補者はポスター掲示や立会演説会等をとおして自分の主張を述べ、投票は在籍生徒全員により、厳粛な雰囲気の中で行われております。

生徒会の活動としましては、学校行事の企画・運営のほか、いじめ問題の取組など、自らの学校生活を見直す啓発活動も行っており、これらの活動は、子どもたちを将来、責任と良識を備えた大人に成長させるとともに、積極的に社会に参画しようとする意識や態度を育む重要な取組と考えております。

次に、メディアリテラシー教育に関連するご質問にお答えいたします。

本市では、子どもたちが、ネット社会における犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、小・中学校において情報モラル教育を推進しているところですが、携帯電話のフィルタリングサービスにつきましては、その有用性についてリーフレットを保護者に配布するとともに、懇談会やPTA研修会等を通じて啓発活動を行っております。

今後も子どもたちに、情報に翻弄されない力を育むとともに、保護者・地域・関係諸機 関と連携し、フィルタリングサービスの普及啓発に努めて参ります。

最後に、ご提起いただきました、児童生徒の伝統工芸の見学体験については、伝統文化に親しむことで豊かな感性を育むとともに、新たな価値や生き方にふれることができるなど、子どもたちのキャリア教育の学習機会としても、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

「学校教育部長答弁」

学校教育部にいただきました数点のご質問にお答え申し上げます。

はじめに、教育の予算につきまして、市長にとのことでございますが、まず担当からご 答弁申し上げます。

学校教育部が所管いたします教育費につきましては、本年度予算が85億5,442万円でございまして、子どもたちに直接的に関わる事務事業といたしましては、各種教育相談事業をはじめ、小学校低学年教員補助者や読書活動支援者、英語指導助手の配置事業、また、特別支援教育事業、各種学校教育支援事業、就学援助事業などがございまして、合計22億3,509万5千円となっております。

子どもに直接関わる予算のうち、半分以上を占める就学援助費などにつきましては、経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対しまして学用品や学校給食費など学校生活に必要な費用を援助するものでございまして、健やかな子どもの成長に寄与しているものと考えております。

その他、職員の人件費、学校施設の維持管理費や学校警備等の安全対策費などがございますが、本市の学校施設につきましては、高度成長期や人口急増期に新築、増築した校舎等が数多くあり、外壁の劣化や雨漏りなど、経年的な老朽化が進んでおり、年次的に改修を進めております。また、学校施設の耐震化につきましては、災害発生時の避難場所や防災拠点となる屋内運動場につきまして、平成23年度(2011年度)の完了を目指し、校舎につきましても児童の安心・安全面からも早期の耐震化を図るため平成19年度(2007年度)を初年度として取り組んでおります「市有建築物の耐震化計画」の中で実施していく計画としているなど、教育環境の整備に努めております。

ご指摘の学校給食につきましては、給食調理員の配置基準を見直すことにより、効率的な運営を図り、経費削減に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、教育の予算につきましては、子どもたちや保護者のニーズの変化、新学習指

導要領の実施に向けた学力向上等の取組みが求められる中、優先性や必要性を勘案しなが ら、厳しい財政状況ではございますが、関係部局と協議し、予算確保に向け努力してまい りたいと考えております。

次に、学校のトイレ清掃に関してでございますが、本市の小、中学校におきましては、 教育の面から子どもたちが行う日々の清掃活動の一環といたしましてトイレ清掃を行って いるところでございます。また、より臭気や汚れのない清潔な状態にするため、8月を除 きまして、1施設につき月に3回、薬品洗いを含めて業者委託しているところでございま す。

今後、清掃活動につきましては、家庭とも連携しながら、その意義につきまして、児童、 生徒に指導していくとともに、各学校でのトイレ清掃につきましては、主体となる学校現 場の意見も聞きながら、業者委託のあり方につきまして研究してまいりたいと考えており ます。

次に、エアコンの設置についてでございますが、現在、地球規模の環境問題が社会的に大きく取り上げられている中、学校施設につきましても環境への負荷の低減に対応した施設づくりが求められております。本市では、夏季における室内気温の高い教室を少しでも快適な環境で学習できるよう、温度や換気対策を目的に小・中学校の普通教室に平成15年度(2003年度)から平成19年度(2007年度)までの間に天井扇を順次設置してきたところでございます。

なお、道路等の防音対策などにより特殊事情がある学校には、エアコンを設置している 所もございます。

設置費用の概算では、1 教室当り約250万円、小・中学校の普通教室全体では約22億円と見込まれます。設置につきましては、現在の財政状況から勘案いたしますと、大変困難であると考えておりますが、ご指摘の点も踏まえ今後、関係部局と協議のうえ研究してまいりたいと考えております。

次に、新学習指導要領の実施に伴う教材の購入についてでございますが、小学校におきましては、平成23年度(2011年度)より、中学校におきましては、平成24年度(2012年度)より新学習指導要領が全面実施されることとなっております。

この全面実施に向けて新たに整備する必要のある教材につきましては、その購入費に対しまして国の補助制度が設けられるとお聞きしており、その動向を見据えながら、武道など新たな取り組みに支障がないよう、各学校の実態に応じまして、部内関係課で協議し、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、教育委員会の権限に属する事務の点検・評価に係る取組についてでございますが、評価方法といたしましては、平成19年度(2007年度)において執行された事務事業を24項目の施策ごとに集約し、点検・評価を行うものでございます。

各施策ごとに、施策の目標、実施計画による事業費、施策を構成する事業、平成19年度(2007年度)の取組に対する評価、平成20年度(2008年度)の方針及びその施策の中

身が説明できる参考指標をもって、評価シートを構成することとしております。

今回は、この評価シートごとに、企業・社会教育・大学関係者の学識経験者3名から意 見・要望等をいただいたうえで、教育委員会議におきまして、本市教育委員会の事業に対 する点検・評価を実施するものでございます。

教育委員会の施策の成果指標につきましては、数値で表すことに馴染まないものもありますが、市民の教育に対する関心と期待の高まるもとで、市民にわかりやすく事業の改善につながる指標の設定に向けて、教育委員会における今後の全体計画等の策定を進めるなかで、検討してまいりたいと考えております。

最後に、学校給食における米飯比率の現状認識と今後の方針についてでございますが、 本市の小学校給食における米飯回数につきましては、現在のところ週 2.4 回実施しております。

米飯は、パンに比べ栄養価が下がることから文部科学省基準の学校給食所要栄養量を副食で補うため副食献立の工夫が必要なこと、またそれに伴う調理工程や副食費の増加、従来パンに合うものから、米飯に合う和風の新献立の開発が必要なことなどの理由により、全国平均の2.9回を下回っているのが現状でございます。

これまで児童及び保護者の皆様方からのご要望にもお応えするため、さまざまな工夫を 行い段階的に米飯給食の回数を増やしてまいりましたが、今後とも引き続き、米飯給食の 回数増加に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

「産業労働にぎわい部長答弁」

産業労働にぎわい部に頂きました、吹田ブランド創出についてのご質問にお答えも牛あ げます。

吹田ブランド創出事業につきましては、関西大学にて産学連携による市内事業者向けブランド意識調査の発表と、吹田ブランド創出研究会の説明及び、ワークショップを開催いたしました。

その後、吹田ブランド創出研究会の募集を行い、8月29日に学識経験者、商工会議所、 市職員からなる選考委員会で、応募者へのヒアリングを実施し、5団体を採択しております。 現在、その採択した5団体に対しましては、実現性のある吹田ブランドになるよう活動 支援を行い、毎月の活動報告と年度末時点での中間発表をお願いしているところです。

議員ご指摘の伝統工芸品継承村の設置と、その作成過程を小中学生に見学体験をとのご提案につきましては、現在、補助金対象団体のなかに、伝統工芸品を取り組むと提案している団体がございませんが、今後のブランド創出事業の経過を見る中で、どのような事業展開ができるかなど、検討してまいりたいと考えております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

「市長答弁」

神谷議員からいただきましたご質問にご答弁申し上げます。

まず始めに、家庭の教育力向上についてでございますが、家庭で子どもを育むことは、 すべての教育の原点であり、基礎となるものであると考えております。

本来、家庭での子育てや教育の基本は、保護者がそれぞれ自覚を持ち責任を果たすべき ものではありますが、その根幹が揺らいでおります昨今の状況は、非常に憂慮しているとこ ろでございます。

これまでも、家庭、学校、地域、行政の連携によって、地域の宝である子ども達を見守り育む環境整備に取り組んでまいりましたが、さらに、地域コミュニティの再生や活性化を図ります中で、子育てや教育に関する伝統や知恵を若い世代に伝えていく機会を増やすことが重要であると考えております。

今後、一層きめ細かく幅広い次世代育成支援を進め、親子がゆとりをもって向き合える 家庭、家族が慈しみ合い、笑顔で暮らせる家庭、さらには、近隣の家庭が互いに支え合い、 励まし合える地域をめざし、行政に求められます役割を最大限果たしてまいりたいと存じ ます。

次に、教育予算のあり方についてでございますが、依然として続く厳しい財政状況の中にあって、21 世紀の新しい地方自治をここ吹田から創造してまいりますためには、なによりも「自主・自律」の健全な財政基盤を確立しなければなりません。

第3次総合計画の「人が輝き、感動あふれる美しい都市(まち)すいた」を実現いたしますため、徹底した行財政改革に取り組んでいるところでございます。

教育の予算につきましては、そういった点を踏まえました上で、教育委員会の意見を聞きながら、教育内容や教育環境の充実、地域に開かれた学校づくりを展開し、子どもたちの健やかな成長や学力の一層の向上が図れますよう努めてまいりたいと考えております。 以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

「再質問」

御答弁いただきました(仮称)こども育成条例について、数点要望を致します。

まず、検討中の条例は「子どもの権利条約」をもとに、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としているとのこと。そこで、「子どもの権利条約」の前文を調べてみると、その条約の主たる目的は、開発途上国などにあって困難な状況下で生活する児童の生活条件を改善することにあるとされています。つまり、幼くして病気や食糧難で苦しんでいたり、強制労働や戦争行為に従事させられることの無い様に、子供の生活を守っていこうという趣旨の条約が、「子どもの権利条約」です。

しかしさすがに、吹田市内で食糧難や強制労働ということはないでしょうから、その趣 旨からイメージで考えると、就学援助を受けるような家庭で、親の保護や教育をしっかり 受けられないような児童の生活条件の改善を考えるような条文は是非加えていただきたい と思います。

次に、「子どもの権利条約」をもとにしたと言いながら、上記で述べたような趣旨を歪曲・ 拡張し、子供の権利ばかりを誇張して制定されたおかしな条例が全国に幾つかありますの で、そのような条例を参考にすることは決して無い様にしていただきたいと思います。

その代表的なものが、平成12年に制定された川崎市の子どもの権利に関する条例です。この条例には、7つもの子供の権利が明記され、その中には「ありのままの自分でいる権利」というようなものまでがあります。考えても見てください、子供が「ありのままの自分でいる」ことが「権利」として認められるのであれば、もはや教育や躾は成り立たなくなります。子供の権利などをたくさん明記し、その権利侵害の定義を明確なものとしていなければ、条例ができたばっかりに、親や教師として当然の指導を行ったものが、「権利侵害」の烙印を押されることとなり、家庭や学校は無秩序化してしまいます。

また、川崎市には子供の「参加する権利」を強調して、「子ども会議」なるものもつくられ、その会議の意見を「市長その他の執行機関」が尊重しなければならないとも決められています。ここまできたら、市議会の根本的なあり方まで混乱してきます。

さらに、「子どもの権利条約」には、親が子に対して、「適当な指示及び指導を与える責任、権利、及び義務を尊重する」と定め、親の教育を重視する文言がありますが、川崎の条例などにはこうした歯止めがなく、子供の権利が野放しになる内容となっています。

このように、同じ「子どもの権利条約」をもととしたといっても、様々な現場の混乱を 生む条例も現実に存在しますので、以上に上げたような点はくれぐれも注意して条例策定 に努めてください。

最後に、今回の条例の制定に当たっては、児童部の単独ではなく関係部局と連絡会など 持ちながら進めていくととれる答弁でした。

この連携のあり方が大変重要となります。私はかねてより教育委員会に教育条例の制定をお願いしてきました。私の提唱する教育条例の目的は、一回目の質問で述べたような家庭の教育の大切さを訴え、家庭教育のあり方を提起することと、公教育、つまり公立学校の権限をしっかりと明記することにあります。

若干、後者の目的の説明をします。今日の学校には権限がなさ過ぎます。私も経験がありますが、学校で少しでも厳しい指導をすると、親からのクレームがあります。そういった時に教育現場で拠り所となる指針がなければ、現場の先生方は何をバックに自分の信念を貫けばよいのでしょうか。

いうことを聞かない児童生徒を指導するにしても、体罰の定義すらない状態では、たと え児童のためを思ってのことであっても、児童生徒の嫌がることをしたりさせたりすれば それらは全て体罰となってしまいます。こんな状況で、どうやって子供にしつけをするの でしょうか。子供の人権云々も行き過ぎれば、子供の学ぶ機会を奪うことに繋がります。 大人がしっかりと「ならぬものはならぬ」と教え、我慢することを覚えさせなければ、子 供の忍耐力など育つはずがありません。ニート、引きこもり、若年自殺者の増加、ネット カフェ難民、といった社会問題の根底は皆共通していると思います。

以上のような思いから、市として目指す人づくりの方向性をしっかりと定め、教育現場の人間が自信を持って自分の職責を果たせる条例の制定が必要だと考えてきました。

このような構想を持つ私からすると、青少年の育成に関する条例が、縦割り行政の中で、 各部署ごとに乱発されてはいけないと感じるのです。わかりやすく言い換えれば、児童部 は「育成条例」、学校教育部は「教育条例」といった形で、いくつも条例が作られることと なると、一つ一つの条例の重みがなくなってしまうということです。

この一年間、議会での質疑応答を拝聴しておりますと、過去に作られた条例の実効性が 乏しいといった意見も何度か耳にしました。市の立法権を握る市議会にとって、条例制定 とは大変重要な仕事です。その条例を作る際には軽々しい内容のものを作るのではなく、 条例制定の目的を明確にし、行政の縦割りの壁を越えた総合的な人材活用の下、じっくり と時間をかけ、市民の代表である我々議員もその策定過程にしっかりと参画させていただ きながら、進めていただきたいと要望を致します。

特に、子供育成や教育に関るものであれば、それは建設や防災といった内容のもの以上 の重要性を持ちますので、上記の件を強く強く要望いたしまして、質問を終わります。